

社会保険料の徴収実務の経験豊富な著者が 滞調法の実務をわかりやすく解説

徴収職員のための

滞調法の 基本と実務



吉国智彦〔著〕 A5判・992頁 定価 本体7,000円+税

国税・地方税・社会保険料等の滞納処分と私債権による強制執行が競合した際に、市町村・都道府県・日本年金機構・国税庁等の徴収職員がとるべき対応策。判例の図解を豊富に盛り込み、滞納処分の実力が身につく一冊！

商品内容

- ▶滞調法の条文ごとに、それぞれの条文が適用された過去の判例の具体的な事案を図式化して解説し、実務上の解決策を提示。
- ▶初心者にもわかりやすく、民法・国税徴収法・民事執行法など徴収実務に直結する法知識を網羅的に解説。
- ▶判例の複雑な事実関係を読み解く、豊富な事案概要図。索引付きで判例集としての利用価値有り。
- ▶私債権者は、公債権との競合事態の対応に有効。

内容見本

判例概要図で複雑な事実関係を読み解く！

第20条の6関係

図27では、債権譲渡の目的となった債権に譲渡禁止特約が付されており、第三債務者において譲受人の善意悪意^{*}が不明であること、^{*}強制執行による差押えが競合していることから、弁済保証（P）という供託の根拠条文が合わさって、この場合、第三債務者であるP及び債権譲渡人は被供託者となり、供託金の選付請求とは、被供託者に供託物の払渡しがされるもの、これに対して供託金の取戻とは、供託後に供託原因が消滅したような場合、496条第1項に規定する場合等において、供託者が供託ができ、これらによって払調請求をするものをいいます（吉国供託求札）。供託金選付請求権と供託金取戻請求権とは独立性を有するとされており、一方の請求権の処分はもう一方の請求権の行使に影響を与えないと解されています。

法令の解説では、
図を使って
わかりやすく解説！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

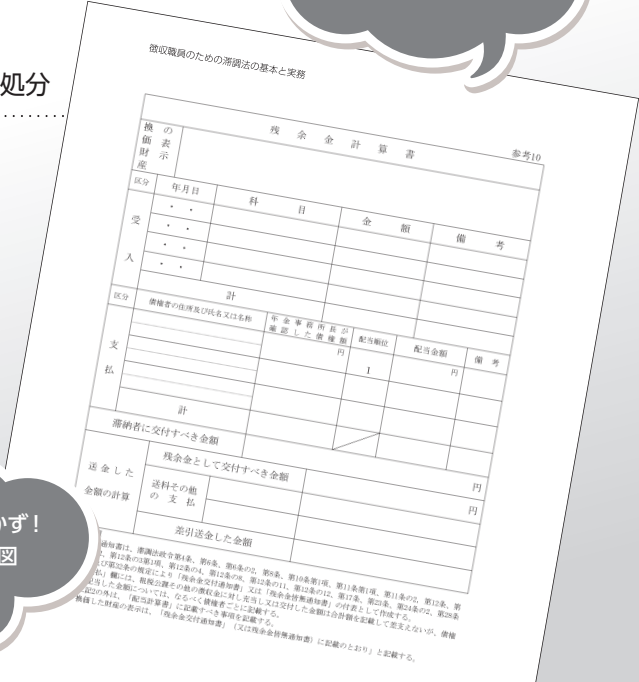
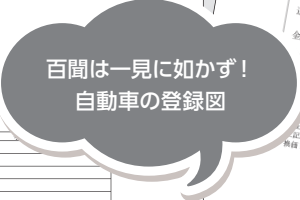
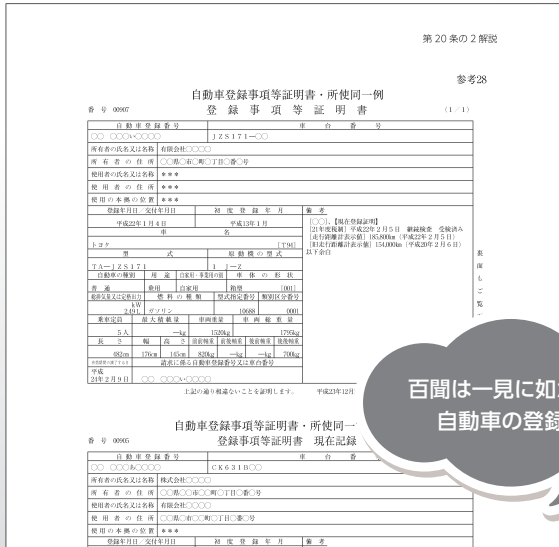
第1章 総則

第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等

- 第1節 動産に対する強制執行等
- 第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等
- 第3節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分

- 第1節 動産に対する滞納処分
- 第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分
- 第3節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分



詳細・お申し込みはコチラ → <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!